

～消費者トラブル・被害に遭わないために～

消費生活出前講座

をご利用ください。

山形市消費生活センターでは、「消費者トラブル」を未然に防ぐために、各地に出向いて悪質商法等に関する事例や対処法をお話する「消費生活出前講座」を実施しております。

【対象】

山形市内で活動する10人以上の各種団体
(学校・町内会・老人クラブ・各種サークルなど)

【時間】

火曜日から日曜日の午前9時～午後5時
15分～1時間程度の講座です。

【内容】

- 悪質商法等による消費者トラブルの事例と対処法
(若者向け・高齢者向け・見守りのポイント)
- 講話のほか寸劇やロールプレイ※・替え歌・クイズなど受講者参加型の講座で楽しく学習できます。

※ロールプレイとは、参加者自身が悪質業者や被害者を模擬体験することです。

【講師】

山形市消費者アドバイザー※又は消費生活専門相談員

※山形市消費者アドバイザーは、消費生活センターの「消費者アドバイザー養成講座」を修了し、「市民講師」として地域に出向き、悪質商法等に関する情報提供を行っています。

【費用】

無料

【申し込み】

開催希望日1カ月前までに、「消費生活出前講座申込書」(裏面)に必要事項を記入し、郵送・FAX・直接窓口へ持参のいずれかの方法でお申し込みください。

身に覚えのない請求やメールがきた…

契約トラブルにあっている…

クーリング・オフしたいけど、どうするの？



【お申込み・お問合わせ】

山形市消費生活センター

山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル3階

電話：647-2201 FAX：647-2202

No. _____

年 月 日

消費生活出前講座申込書

(あて先) 山形市長

団体等名 _____

代表者住所 _____

代表者氏名 _____

1 講座日時 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分

2 講座場所 _____ 【駐車スペース 有 無】
(所在地; _____)

3 参加者 _____人
学生 高齢者 見守りの方 一般消費者 その他 (_____)

4 消費生活出前講座の利用は 初めて 以前も利用したことがある

5 講座の内容 「消費者トラブルの事例と対処法」(悪質商法等)

6 講座の形態
講話(15分~60分) 寸劇(30分~60分)

※ 講話を選ばれた場合、以下の中で取り入れたいものがあれば、印(レ)を付けてください。

DVD鑑賞【上映機材あり 上映機材なし】

ロールプレイ(参加者の方にも数名ご参加いただき、悪質商法の事例を体験します)

替え歌 クイズ その他(_____)

7 ご担当者 氏名 _____ 電話番号 _____

8 当日の会合全体の名称・時間をご記入ください。 例) ○○地区健康講座 など

名称 _____ 時間 時 分 ~ 時 分

9 備考

※は該当するものに、印(レ)をつけてください。